

秋山漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改 正 後					現 行				
第1条～第3条 略 第4条。第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合、組合事務所（住所）、別表に定める場所、又は「秋山漁業協同組合 遊漁承認証販売所」の幟旗（黄色地に黒字）の立つ所を納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。					第1条～第3条 略 第4条。第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合、組合事務所（住所）又は「秋山漁業協同組合 遊漁承認証販売所」の幟旗（黄色地に黒字）の立つ所を納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。				
魚種	漁 具 漁法	期 間	遊漁料（消費税込み）		魚種	漁 具 漁法	期 間	遊漁料（消費税込み）	
			前売り	現場売り				前売り	現場売り
あゆ	竿 釣り	1 日	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>	あゆ	竿 釣り	1 日	1,800円	2,400円
		1 年	<u>8,000円</u>	<u>8,000円</u>			1 年	7,000円	7,000円
やまめ にじま す いわな うぐい	竿 釣り	1 日	<u>1,500円</u>	<u>3,000円</u>	やまめ にじま す いわな うぐい	竿 釣り	1 日	1,000円	1,500円
		1 年	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>			1 年	4,000円	4,000円
全 魚 種	竿 釣り	1	<u>9,000円</u>	<u>9,000円</u>	全 魚 種	竿 釣り	1	8,000円	8,000円
2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。					2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。				
小学生以下			無料		小学生以下			無料	
中学生			前項遊漁料の2分の1		中学生			前項遊漁料の2分の1	
肢体不自由者			前項遊漁料の2分の1		肢体不自由者			前項遊漁料の2分の1	
女性			前項遊漁料の2分の1		女性			前項遊漁料の2分の1	

以下第 8 条まで略

付則（施行期日）

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表 「第 4 条第 1 項に定める前売所」

住 所（〒401-0201）	名 前
上野原市秋7646-3	原田英二 （株）西東京観光サービス
上野原市秋山5691	佐藤 均
上野原市秋山6466	関戸政弘
上野原市秋山9431	天野淳一
上野原市秋山4867	加藤元広
上野原市秋山12790-22	有馬孔志
上野原市秋11907	小俣和廣
上野原市秋11991	原田敏夫
上野原市秋山8587	杉本正文
上野原市秋山7201	杉本洋幸
上野原市秋3924	原田英信
上野原市秋山2599	関戸正夫
上野原市秋1030	加藤一孔
上野原市秋山577	原田英美
上野原市秋山6400	関戸將夫 国 家（くにや）
上野原市秋山8977	安留貞治 吉田屋商店
上野原市秋11031	杉本 博
上野原市秋10614	佐藤則久
上野原市秋540-3	エネオス秋山東SS 朝日屋商店
上野原市秋12241	出光秋山SS （有）浜松屋商店
オンラインシステム	株式会社フィッシュパス
オンラインシステム	一般社団法人 つりチケ

なお、上表に定めるものの他「秋山漁業協同組合遊漁券販売所」の旗（黄色地に黒字）を掲げている所も納付場所とする。

以下第 8 条まで略

附則（施行期日）

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（新設）